

119 番回線を使用した通報訓練の中止について

(事業者の皆様へお知らせ)

令和7年10月より、札幌圏6消防本部（札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、石狩市、北広島市）において消防通信指令業務の共同運用が開始されます。

このことから、119番通報の件数増加が見込まれるため「119 回線を使用した通報訓練」を令和5年3月31日（金曜日）をもって終了することとしました。つきましては、「通報訓練」を実施する際は、以下の事項を参考に実施をお願いします。

- 1 建物関係者間で役割分担を行う。（「消防役」と「通報者役」）
- 2 受話器を置いた状態で「119」を押す。
- 3 「消防役」と「通報者役」の間で口頭により119番通報のやり取りを行う。

【やり取りの例】

通報者役： 受話器を置いて119番を押し、その後受話器を持つ。

消防役： 「119番消防です。火事ですか、救急ですか。」

通報者役： 「火事です。」

消防役： 「場所はどこですか。」

通報者役： 「●●市●●町■丁目■番■号（住所）、●●●●（建物名称）です。」

消防役： 「その●●●●（建物名称）は何階建てですか。燃えているところは何階ですか。」

通報者役： 「●●階建ての●●階が燃えています。」

消防役： 「何が燃えているかわかりますか。」

通報者役： 「●●が燃えています。」

消防役： 「わかりました。すぐいきます。」

通報者役： 受話器を置いて終了する。

訓練実施に際して不明な点がありましたら、恵庭市消防本部予防課へご相談ください。

(電話番号0123-33-0990)